

第 1 6 5 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区
条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項本文中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0 分の 1 5」に
改め、同項ただし書中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0 分の 1 0」に改
め、同条第 3 項中「「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」」
を「「1 0 0 分の 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 5」」に改め、「1
0 0 分の 8 0」と」の次に「、同項ただし書中「1 0 0 分の 1 0」と
あるのは「1 0 0 分の 5」と」を加える。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 7 5」を「、6 月に支給する場合に
おいては 1 0 0 分の 7 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分
の 7 0 を乗じて得た額」に、「) を乗じて得た額」を「を乗じて得た額)」
に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 7 5」を「、6 月に支給する場合
においては 1 0 0 分の 7 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0
分の 7 0」に改める。

付則第 5 条中「1 0 0 分の 1 6」を「1 0 0 分の 1 7」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	144,000	159,000	296,300
	2	145,500	161,000	299,400
	3	147,000	163,000	302,600
	4	148,500	165,000	305,800
	5	150,000	166,900	308,900
	6	151,600	169,100	312,100
	7	153,300	171,300	315,100
	8	155,100	173,400	318,300
	9	156,900	175,700	321,200
	10	158,700	178,400	323,700
	11	160,500	181,000	326,000
	12	162,500	183,700	328,300
	13	164,500	186,400	330,800
	14	166,500	187,900	333,100
	15	168,700	189,600	335,500
	16	170,900	191,300	337,900
	17	173,100	193,000	340,300
	18	175,500	194,300	342,600
	19	178,000	195,500	345,100
	20	180,400	196,900	347,300
	21	182,800	198,400	349,600
	22	184,300	199,700	351,700
	23	185,700	201,100	353,700
	24	186,800	202,600	355,700
	25	188,100	204,100	357,700
	26	189,500	205,600	359,700
	27	190,900	207,000	361,700
	28	192,200	208,800	363,500
	29	193,500	210,500	365,500
	30	194,800	212,800	367,400
	31	196,200	215,300	369,200
	32	197,400	218,000	370,900
	33	198,700	220,500	372,800
	34	200,000	223,000	374,600
	35	201,400	225,800	376,400
	36	203,100	228,300	378,200
	37	204,600	231,000	380,000
	38	206,200	233,700	381,900
	39	207,700	236,400	383,600
	40	209,400	239,200	385,200
	41	211,000	241,900	387,000
	42	212,600	244,700	388,800
43	214,200	247,500	390,400	

44	215,900	250,300	392,100
45	217,700	253,200	393,800
46	219,300	256,100	395,400
47	221,000	259,100	397,000
48	222,700	262,000	398,500
49	224,500	265,000	400,100
50	226,200	268,000	401,700
51	227,700	270,900	403,100
52	229,300	274,000	404,700
53	231,000	277,000	406,200
54	232,600	280,100	407,800
55	234,200	283,200	409,200
56	235,600	286,300	410,600
57	237,200	289,600	412,100
58	238,700	292,600	413,500
59	240,300	295,700	414,900
60	241,700	298,700	416,400
61	243,200	301,800	417,700
62	244,700	304,800	419,100
63	246,300	307,800	420,300
64	247,700	310,800	421,700
65	249,200	313,600	423,000
66	250,700	316,100	424,200
67	252,200	318,400	425,300
68	253,700	320,600	426,400
69	255,000	323,000	427,500
70	256,300	325,200	428,500
71	257,700	327,400	429,500
72	259,000	329,800	430,500
73	260,400	332,100	431,300
74	261,600	334,300	432,100
75	262,800	336,600	433,000
76	263,900	339,000	433,800
77	265,100	341,100	434,500
78	266,200	343,100	435,300
79	267,300	345,100	436,100
80	268,400	347,000	436,900
81	269,300	348,900	437,500
82	270,300	350,800	438,200
83	271,400	352,800	438,800
84	272,500	354,600	439,500
85	273,400	356,300	440,200
86	274,400	358,200	440,900
87	275,400	360,100	441,500
88	276,200	361,800	442,200
89	277,100	363,500	442,800
90	277,900	365,200	443,500
91	278,700	366,800	444,200

92	279,500	368,400	444,900
93	280,300	369,800	445,600
94	281,000	371,400	446,200
95	281,700	373,000	446,900
96	282,300	374,400	447,600
97	282,900	375,800	448,300
98	283,600	376,900	448,900
99	284,300	378,200	449,600
100	284,900	379,500	450,300
101	285,500	380,700	451,000
102	286,100	381,900	451,600
103	286,700	383,200	452,300
104	287,300	384,300	452,900
105	287,900	385,400	453,600
106	288,400	386,600	454,200
107	288,900	387,800	454,800
108	289,300	388,900	455,400
109	289,700	390,000	455,900
110	290,000	391,100	
111	290,300	392,200	
112	290,700	393,300	
113	291,100	394,300	
114	291,500	395,400	
115	291,800	396,400	
116	292,200	397,500	
117	292,600	398,400	
118	293,000	399,300	
119	293,400	400,300	
120	293,800	401,300	
121	294,200	402,300	
122	294,600	403,200	
123	295,000	404,200	
124	295,400	405,200	
125	295,800	406,100	
126		406,900	
127		407,800	
128		408,700	
129		409,500	
130		410,200	
131		411,000	
132		411,700	
133		412,400	
134		413,000	
135		413,600	
136		414,200	
137		414,800	
138		415,400	
139		416,000	

140		416,500	
141		417,100	
142		417,600	
143		418,200	
144		418,700	
145		419,200	
146		419,700	
147		420,100	
148		420,600	
149		421,100	
150		421,600	
151		422,100	
152		422,600	
153		423,100	
154		423,500	
155		424,000	
156		424,400	
157		424,900	
158		425,400	
159		425,900	
160		426,400	
161		426,900	
162		427,300	
163		427,800	
164		428,300	
165		428,700	
166		429,200	
167		429,700	
168		430,200	
169		430,700	
170		431,200	
171		431,600	
172		432,100	
173		432,600	
174		433,100	
175		433,600	
176		434,100	
177		434,500	
再任用 職員	217,900	268,900	332,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「100分の15」を「100分の25」に、「100分の135」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の115」を「100分の100」に、「100分の120」を「100分の110」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」と、「100分の100、12月に支給する場合においては100分の110」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の65」とする。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の70を乗じて得た額」を「100分の70」に、「100分の95を乗じて得た額」を「100分の90」を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の70」に、「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の95」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の90」とあるのは「100分の45」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第6項の規定 公布の日

(2) 第1条中付則第5条及び別表第1の改正規定並びに次項から付則第5項までの規定 平成22年1月1日

(3) 第2条の規定 平成22年4月1日

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 前項第2号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成22年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年足立区条例第40号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から平成22年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成21年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）

にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.38を乗じて得た額に、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.38を乗じて得た額

(3) 平成21年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.38を乗じて得た額

4 平成21年4月1日から平成22年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成22年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

(委任)

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。